



FUKUOKA AKAMURA

## 第2回田川地区斎場組合議会定例会

(中村勇紀議員 出席)

8月6日(日)に田川青少年文化ホールで開会され、令和元年度田川地区斎場組合歳入歳出決算の認定など3件で、慎重審議の結果、原案のとおり可決されました。

- 諸般の報告** 令和元年度経過月分(1月～5月)出納検査報告  
田川地区斎場組合監査委員条例第2条の規定に基づく報告。
- 認定第1号** 令和元年度田川地区斎場組合歳入歳出決算の認定  
収入済額1億7千4百81万1百76円、支出済額1億6千6百10万2千3百97円で差引8百70万7千7百70円としたもの。
- 議案第2号** 令和2年度田川地区斎場組合一般会計補正予算(第1号)  
歳入歳出それぞれ8百70万6千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億4千9百73万5千円としたもの。補正の主な内容は、令和元年度決算に伴う剰余金による前年度繰越金の計上したもの。

### 赤村議会議員 8月 出席行事

- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)  
24～27日 決算審査(住民センター・村内)  
31日 議会運営委員会(住民センター)

### 赤村議会議員 9月 出席行事

- 9～15日 赤村議会第19回定例会(議場 他)  
18日 例月出納検査・監査(住民センター)  
29日 議会広報委員会(住民センター)

### 赤村議会議員 10月 出席予定行事

- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)  
26日 議会と特産物センター協議会との意見交換会  
(住民センター)

## 第19回赤村議会定例会

期日・令和2年9月9日～15日

令和2年度 第19回赤村議会9月定例会は、9月9日に招集および開会し、議長報告、村長報告、村事務報告、教育委員会事務報告、一般質問が行われた後に、専決処分の承認案件1件、財産に関する案件2件、一部事務組合の設立及び規約の変更協議案件2件、条例の一部改正に関する案件7件、補正予算3件、決算の認定案件5件、発議1件、人事案件1件の合計22案件が提出され、慎重審議を行った結果、全案件可決して9月15日に閉会しました。

議案等番号	件名	内容	結果
報告第6号	令和元年度赤村財政健全化判断比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度赤村財政健全化判断比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するもの。	
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度赤村一般会計補正予算(補正第2号))	2千7百31万円を増額し、歳入歳出ともそれぞれ総額34億3千3百96万9千円とするもの。補正の主な内容は、歳出では令和2年7月豪雨に伴う、災害復旧工事に係る測量設計業務委託料。歳入は災害復旧国庫負担金と地方交付税により補正するもの。	承認

新型コロナウイルス感染防止のため、手洗い・うがいをし、密閉・密集・密接を避けましょう

議案番号	件名	内容	結果
議案第30号	財産の取得について	村営住宅建設用地として、赤村土地開発公社から赤村大字内田2216番地1外6筆の4,028.78平方メートルを1千6百36万3千7百56円で購入するもの。	可  決
議案第31号	財産の処分について	旧すっぱん養殖施設跡地、赤村大字赤4402番地1の2,089平方メートル、土地評価価格5百4万7百57円を公売により相手方 井手本和夫 氏に3百万円で売却するもの。	
議案第32号	田川地区広域環境衛生施設組合の設立について	田川市、香春町、添田町、川崎町、糸田町、大任町、福智町および赤村の、し尿処理施設の管理運営に関する事務および総合調整に関する事務を共同処理するため、規約を定めて一部事務組合を設立することについて地方自治法第290条の規定により、議会の否決を求めるもの。	
議案第33号	田川郡東部環境衛生施設組合規約の一部を変更する規約の制定に関する協議について	令和3年4月1日より新たに田川地区広域環境衛生施設組合が設立され、し尿処理に関する事務が新組合(田川地区広域環境衛生施設組合)に移管されることに伴い、規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもの。	
議案第34号	赤村固定資産評価審査委員会条例などの一部を改正する条例の制定について	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係規定の整理を行うもの。改正内容は、法律の改正に伴う文言(引用している法律名・条文など)の整理をするもの。	
議案第35号	赤村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	条文を整理し、「政策推進室」を「総務課」に改めるもの。	
議案第36号	赤村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯を支援するため、国民健康保険税の減免について、所要の改正を行うもの。 改正内容は、令和元年度および令和2年度の保険税のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納付期限があるものを対象に減免措置を行うもの。	
議案第37号	赤村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について所要の改正を行うもの。	
議案第38号	赤村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号)により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、この改正を行うもの。	
議案第39号	赤村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第21号)により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、この改正を行うもの。主な改正内容は、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会を拡充するため、中核都市の長も資格研修を実施できるようになったもの。	

議案番号	件名	内容	結果												
議案第40号	赤村子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	子ども医療費の支給認定に当たり、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、従前の所得制限を撤廃するもの。	可決												
議案第41号	令和2年度赤村一般会計補正予算(補正第5号)	4億6千9百70万9千円を追加し、歳入歳出ともそれぞれ総額39億3百67万8千円とするもので、補正の主な内容は、歳出では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業と令和2年7月豪雨災害に伴う災害復旧費、村道等の改良事業に伴う測量設計費および工事費などで、歳入は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金補助金、災害復旧費国庫負担金、村債、地方交付税による一般財源とするもの。													
議案第42号	令和2年度赤村国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)	新型コロナウイルス感染症の影響による財源振替のため、予算の増減はありません。補正の主な内容は、歳入において新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免措置により1百43万3千円の減額した保険税分を、それに伴い国による補助金が交付されることにより、国庫支出金を1百43万3千円増額するもの。													
議案第43号	令和2年度赤村簡易水道特別会計補正予算(補正第1号)	9百5万8千円を追加し、歳入歳出ともそれぞれ総額4千8百72万5千円とするもので、補正の主な内容は、歳出では楠の木浄水場ポンプ取替工事などの浄水場に係るものおよび漏水調査などに係るもので、歳入は水道使用料と基金からの繰入金とするもの。													
認定第1号	令和元年度赤村一般会計歳入歳出決算の認定について	<table border="0"> <tr><td>予算額</td><td>3,491,576,000円</td></tr> <tr><td>歳入決算額</td><td>3,189,884,772円</td></tr> <tr><td>歳出決算額</td><td>3,132,967,305円</td></tr> <tr><td>差引残額</td><td>56,917,467円</td></tr> <tr><td>繰越明許費</td><td>3,148,000円</td></tr> <tr><td>実質収支額</td><td>53,769,467円</td></tr> </table>	予算額	3,491,576,000円	歳入決算額	3,189,884,772円	歳出決算額	3,132,967,305円	差引残額	56,917,467円	繰越明許費	3,148,000円	実質収支額	53,769,467円	認定
予算額	3,491,576,000円														
歳入決算額	3,189,884,772円														
歳出決算額	3,132,967,305円														
差引残額	56,917,467円														
繰越明許費	3,148,000円														
実質収支額	53,769,467円														
認定第2号	令和元年度赤村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	<table border="0"> <tr><td>予算額</td><td>420,633,000円</td></tr> <tr><td>歳入決算額</td><td>402,062,607円</td></tr> <tr><td>歳出決算額</td><td>380,072,949円</td></tr> <tr><td>差引残額</td><td>21,989,658円</td></tr> </table>	予算額	420,633,000円	歳入決算額	402,062,607円	歳出決算額	380,072,949円	差引残額	21,989,658円					
予算額	420,633,000円														
歳入決算額	402,062,607円														
歳出決算額	380,072,949円														
差引残額	21,989,658円														
認定第3号	令和元年度赤村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	<table border="0"> <tr><td>予算額</td><td>54,264,000円</td></tr> <tr><td>歳入決算額</td><td>54,301,464円</td></tr> <tr><td>歳出決算額</td><td>50,177,121円</td></tr> <tr><td>差引残額</td><td>4,124,343円</td></tr> </table>	予算額	54,264,000円	歳入決算額	54,301,464円	歳出決算額	50,177,121円	差引残額	4,124,343円					
予算額	54,264,000円														
歳入決算額	54,301,464円														
歳出決算額	50,177,121円														
差引残額	4,124,343円														
認定第4号	令和元年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	<table border="0"> <tr><td>予算額</td><td>28,753,000円</td></tr> <tr><td>歳入決算額</td><td>1,356,000円</td></tr> <tr><td>歳出決算額</td><td>27,450,388円</td></tr> <tr><td>差引歳入不足額</td><td>26,094,388円</td></tr> </table>	予算額	28,753,000円	歳入決算額	1,356,000円	歳出決算額	27,450,388円	差引歳入不足額	26,094,388円					
予算額	28,753,000円														
歳入決算額	1,356,000円														
歳出決算額	27,450,388円														
差引歳入不足額	26,094,388円														
認定第5号	令和元年度赤村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	<table border="0"> <tr><td>予算額</td><td>47,383,000円</td></tr> <tr><td>歳入決算額</td><td>47,374,914円</td></tr> <tr><td>歳出決算額</td><td>47,351,334円</td></tr> <tr><td>差引残額</td><td>23,580円</td></tr> </table>	予算額	47,383,000円	歳入決算額	47,374,914円	歳出決算額	47,351,334円	差引残額	23,580円					
予算額	47,383,000円														
歳入決算額	47,374,914円														
歳出決算額	47,351,334円														
差引残額	23,580円														
発議第2号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供するため、地方税・地方交付税などの一般財源総額の確保・充実を強く国に求める意見書を提出するもの。	可決												
同意第14号	赤村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	前教育長 宮部順治 氏の任期満了に伴い、新たに 縄田哲也 氏を教育長に任命するもの。	同意												

# 賛否の内容

○…賛成 ×…反対 △…挙手しない 欠…欠席

番 号	議 案 名	結 果	議 員 の 賛 否										
			中村勇紀	浦野良一	小林 慧	原 隆康	佐武富實	三橋茂敏	大場信司	馬田和博	春本敏典		
承認 第 6 号	専決処分の承認について(令和2年度赤村一般会計補正予算(補正第4号))	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第30号	財産の取得について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第31号	財産の処分について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第32号	田川地区広域環境衛生施設組合の設立について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第33号	田川郡東部環境衛生施設組合同約の一部を変更する規約の制定に関する協議について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第34号	赤村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第35号	赤村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第36号	赤村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第37号	赤村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第38号	赤村家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第39号	赤村放課後児童健全育成業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第40号	赤村子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第41号	令和2年度赤村一般会計補正予算(補正第5号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認 定 第 1 号	令和元年度赤村一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

番 号	議 案 名	結 果	議 員 の 賛 否								
			中村	浦野	小林	原	佐武	三橋	大場	馬田	春本
議 案 第42号	令和2年度赤村国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第43号	令和2年度赤村簡易水道特別会計補正予算(補正第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認 定 第 2 号	令和元年度赤村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認 定 第 3 号	令和元年度赤村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認 定 第 4 号	令和元年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認 定 第 5 号	令和元年度赤村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発 議 第 2 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○
同 意 第14号	赤村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	同意	○	○	○	○	○	×	○	×	

## 総務文教常任 委員会報告

委員長  
大場 信司



本定例会において、総務文教常任委員会に付託された案件を慎重に審議した結果を報告します。

議案第41号、令和2年度赤村一般会計補正予算補正第5号は全員一致をもって可決することに決定しました。

次に、認定第1号、令和元年度赤村一般会計歳入歳出決算の認定は、全員一致をもって認定することと決定しました。

委員長報告としては、令和元年度赤村一般会計歳入歳出決算の認定において、予算執行上、議会の承認を得ず無断で議会傍聴モニターを、村長、副村長室に追加設置したことによる不適正な支出が行われていた。

今後は、早急に厳正な対応を取り、二度とこのような議会軽視をすることのないよう強く求めた。

## 産業経済厚生等 常任委員会報告

委員長  
三橋 茂敏



本定例会において、産業経済厚生等常任委員会に付託された案件を慎重に審議した結果を報告します。

議案第42号、令和元年度赤村国民健康保険特別会計補正予算補正第2号と、議案第43号、令和2年度赤村簡易水道特別会計補正予算補正第1号は、全員一致をもって可決することに決定しました。

次に、認定第2号、令和元年度赤村国民健康保険特別会計歳入歳出決算と、認定第3号、令和元年度赤村簡易水道特別会計歳入歳出決算、認定第4号、令和元年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、認定第5号、令和元年度赤村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、全員一致をもって全て認定することと決定しました。

# 一般質問

## 基金の取り扱いと 財政状況について

佐武 富實 議員



### 問

本村は自主財源が非常に乏しく、財政力指数は、田川市郡では1番低いにも関わらず、基金の積み立ては、田川市郡内では4番目に多く44億円あります。これ平成30年度の実績の報告でありますので、今度上がっています決算書とやや違っております。たぶん43億円ぐらいじゃなかったかと思えます。また経常収支の比率は郡内でも最も良く、健全な財政運営を維持されていると思えますが、もう少し基金等を活用し、事業を拡大して今以上の住民サービスの実現を図るために、次の3点について村長のお考えをお尋ねします。

①小中一貫校の強力な推進、校舎建替え等ですが、またはオンラ

イン授業等の整備。

②特産物センターの人の往来をよくするため、他の業者の参入等の検討。

③農業後継者の育成についての方策。以上3点をお伺い致します。

### 答

道村長

まず第1点の小中学校一貫強力な推進、校舎建替え等ということとでありますけど、またオンライン授業等の整備ということで、それに対してのお答えをいたします。まず小中学校の一貫強力推進ということにつきましては、もう私も村長就任以来教育環境の整備に力を入れたということを思い、最大重要課題の一つとしております。その事業を強力に進めるということにつきましては、先ほど佐武議員の方から言われましたように、財源的なものが主でございます。その中で指摘されている基金でございますけど、基金については学校教育施設という特定の基金は本村の場合は今設置されておりません。

そういう中で基金を利用するとなれば、財政調整基金は、あらゆる施策に利用できるということで、その基金がまあ赤村が財政的に行き詰まるとか色々な面も含めてでございますけど、この教育施設色々な災害、色々なことにつきまして

は、使うことはできます。それを軸とした財源の村としての確保はできております。しかしこれを進めていくためには、国県協議色々な面がありまして、私としてはやはり優位な国庫補助金、県の補助金そういうものの目安をきちっとつけ、それにまた伴う、村としては借金になりますけど、起債というそういう制度もあります。

また色々な種類があつて、財源的に国県がフォローしてくれる起債等もあります。まあそういうことを含めた中で財源にはそうしていきたいと思っております。そしてもうひとつこれを進めていくためには、特に県を窓口にして国県の補助金をいかにいただくかということ、やっていかなければなりません。これもこの近所を含め、福岡県内でもそういう事業を進めている所があります。そういう所も今研究して、それはそれなりに国県が率先して、協力していただくことを確信しておりますので、さらにそれを進めていくということ、今後村の財源が他の施策に行き場が無い様な事業計画を作つて、私は前向きに今後進めていきたいと思っております。

そしてまたオンライン授業等の整備ということ、現在もう既に進めております。これも今コロナ

の関係で遅れていますけど、今田川市郡一体となつて機器の統一化、色々な面が大体固まりましたので、整備としての村ができることは、今徐々に進めておりますけど、これについては今年度中には是非完成させたいということで、思つて今頑張つておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから2番目の特産物センターの関係でございますが、他業者の参入の検討というのが、質問者の重要な推進していくひとつではないかということで、受けております。この2番目に対しても、村として指定管理者である特産物センターの運営協議会というものに委託しておりますので、運営協議会も買い物難民の方々を作らないということ、村内業者の活用はもちろんですけど、他の産業者の参入を考えて生活に必要な品物等色々な面を現在進めていると思つておりますので、さらに村もそういう住民としての要望が多いので、そこに力を入れて、今後特産物センターがさらに発展して、住民も喜ぶセンターとしてやっていきたいと村は思つております。

そして村内の方々の参入ができるような方向でいってもらいたいとは思つておりますので、そのようなかたちで、村としてまた指導

していききたいと思っております。

3番目の農業後継者の育成の方策ということでございますけど、現在、村では国庫事業である農業次世代人材投資事業というものを活用して、就農から5年以内の農業者の育成を行っております。現在は11人の申請があつて、農業を続けている後継者は8人でございますけど、本年度の交付対象者は今3人となっております。

今後この国庫事業を活用して農業後継者の育成に努めていきたいと思っております。そしてまた問題はその後の農業後継者のフォローをどうするかという。まあ個人はもちろんやる気でやっていただいておりますけど、なかなか農業は厳しい時代でございます。あとそれをまたどのようなかたちで、そのような後継者をさらに立派な農業者に育てるかが、また個人の問題ではありますけど、村の問題でもあると思っておりますので、さらにそういう面を含めた中で、今後農業後継者を育成していききたいとどのように考えております。

後これを実践的にやっている担当課の課長等の考えもありますので、色々後の問題については課長にまた個々に答えさせます。

## 問

これは一番目ですが、小中一貫校を打ち出したのは、前の

村長の春本村長の時代じゃなかったかと私は承知しています。それから前に進んでないような状況で、今、先生方は小中交流で小学校の先生が中学校に降りて行って授業したり、中学校の先生が上上がったきて授業したりしていることは承知していますけど、本来、県からの認定とかこういうのも終わつてないし、校舎の建替えといつたら、立地状況が小学校の校舎と中学校の校舎は高低差があつて、なかなか上手くないというのか、状況としては良くない。位置としては良くないと思っております。ひとつの平にして、これを建替えるのか、小学校は小学校だけの校舎で間に合うのか、中学校は中学校だけで間に合うのか、それは村長が前向きに進めるということで、解釈していいですか。

## 答

道村長

はい、私は前向きに進めたいと思っております。それと今の質問の中でやはりあの一貫校にするとなれば、新校舎を目指してやりたいと思っております。

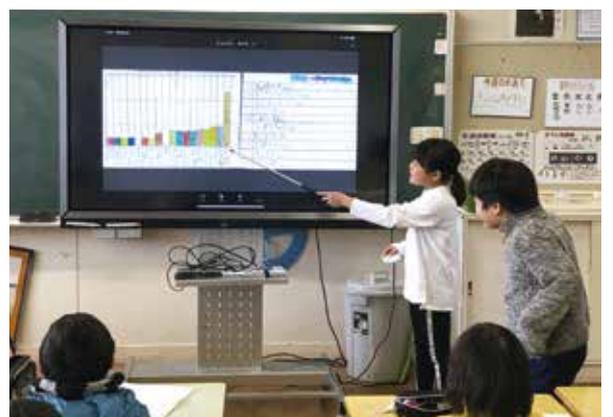
そのためにはやっぱり先ほど言いましたように、国県協議がそこまでまだ進んでないので、しっかりと財源的なものを含めた中で、積極的に進めていくということ、今後は考えております。

## 問

さつき言つた国県の補助とか起債で、上手く運用していきたいという村長の考えはですが、建設ハード面は、耐震とか測量とか色々その他の事業がものすごくコストが上がつていっています。現在。それでなぜ私がそう言うのかというと、今44億円と私言いましたが、お金を貯めただけ、その分がまたずっとものすごく予算が上がつている。だからイタチごっこになるわけですね。貯めただけその分の色々検査がものすごく厳しくなっています。

だから早い段階で、ピシャツとするような計画を立てて、やつぱり一つの校舎にする。しないならしないということ、例えば建設委員会とかそういうものを作つて前向きに検討した方が私は良いと思います。それについては、今の財政状況ではこの一般財源の33億円の予算の中ではとても厳しいと思っております。

さつき言つた基金44億円ぐらい、平成30年度で、この市町村財政のすがた2020年の実績で赤村44億円です。それと赤村の当初予算が32・3億円ぐらいです。これ10億円ぐらい当初予算が上回っている。基金の方が、福岡県内で予算より基金が多いのは赤村だけです。よそは例えば田川市やったらそれ



学校電子黒板

以下、添田町だとそれ以下だというふうには、予算よりは下回っているのです。

だからこれは歴代の村長さんの努力と、それから村民の努力、血と汗と、それと職員の方の頑張りで今日までここに来ていと思っておりますが、私が考える適当な金額は、大体当初予算と匹敵するぐらいと思っております。だから私の考えから約10億円オーバーしている。それで今やろうと思えば、さつき言つた国庫補助とか色々な活用していかなければならないし、小さな村ですから予算は厳しいので、この際さつき言つた将来に教育に向けて、基金を少しでも活用してですね、早めにした方が良いのではないかと私は思っています。

**答** 道村長

先ほども言いますように、まず、やるからにはやはり村の財源だけではなく、国県の財源を取り入れて、また借金ひとつの起債にしても、やっぱり優位な国県が色々な面で助成する措置とか色々ありますので、そういうものを利用しながらまたやりたいと思いますので、まず国の補助金をですね、早くするためにはその準備を取りかかっているかないと、またそういう一貫校目指すとなれば、また色々なクリアをしなければいけない問題が色々あると思うので、その時間が私としてはちょっと目安がまだついていませんので、それがつき次第、もう財源的には先ほど私言いましたように、基金はそれなりにある基金を利用出来ることは、利用できると思います。

今、村の基金の中で。義務教育とか学校施設の基金で別にしっかりとしたかたちの基金は無いのですが、それは財源的に利用できるということ、聞いておりますので、もうなかなかし、早く国県からの認定を貰うというその作業に入りたいと思います。

**問**

良く分かりました。それと、これにですね、ちよつと質問からずれますけど、令和2年度補正第5号を見ますと、2款の総務

費1項の総務管理費で、新型コ口ナウイルス対策ということとで予算を、国県支出金で1億3千8百万円ほど組まれておりますけれど、村民に対しての給付金なんかとそれとこれ見ますと、小学校中学校に配慮しておられますし、また分校にも電子黒板などですね、設備も整うように予算計上されております。

こういうことは、なかなか良いことではないかと思えますし、とても良いことだし、この予算を見ますと、村民全体の気配りがよく整っていると思えます。そこでですね、担当課長は教育委員会と居ますけれど、教育長は今日、居ないということでありますので、こうなつたらやつぱり担当課長とその周りの部下と言いますか、その教育委員会一丸となつて、小中一貫のそれに向けて推進していくと、村長の指示に従って、していかなければいけないと思えますが、課長のご意見を、意思を聞きたいと思えます。

**答** 小関教務課長

村長の答弁のとおり、村長就任の時から教育行政に力を入れるという村長の方針は私も理解してありますし、昨年度末にそのICT教育に関して、補正予算で認めただきまして、今年度その繰

越し事業としてやっているところがございます。

村長のおっしゃるとおり、スピードをもっと上げるとい話です。で、村長の指示の通りに赤村の子ども達の学力向上、あるいは人間力向上のために邁進したいと思っております。

**問**

今学校のことについて、良く分かりました。次に課長さんがやつぱり一番主になつて村長一人で出来るものではありませんし、また副村長一人で出来るものじゃありませんので、課長さんが一番キーになると思えます。やはり職員を有効に使つて、また学校の校長先生達にもよく相談しながら、前に進めていきたいと思えますし、村長にその旨について協力を推し進めてもらうように努力をしてもらいたいと思えます。

次に、特産物センターの人の往来ですけれど、前に一度僕が言ったと思えますが、今は赤村の生産者だけで他の業者さんが入ってきかないように感じられます。私はもうちよつと幅を広げて、ここに行つたら品物があると、例えば添田町とか他所のその特産物はそういう傾向が見られますし、赤村が農家を大事にするという事は分かりますし、生産者を大事にすること、品物が純粋に野菜を販売す

るという気持ちはよく理解できませんが、赤村にも業者さんがいますので、その赤村出身の業者さんに軒先を貸して少しでもそのように前に進めてもらいたいと思えますが、どうでしょうか。

**答** 溝邊産業建設課長

先ほど村長の答弁でもありましたが、買い物難民を作らない方策として、やつぱり村内業者の活用や他の産業の参入等、生活必需品を買い物できるようにしてもらいたいというふうに考えています。

なお、特産物センター運営協議会には広報「あか」9月号以来島店長からの報告記事としても掲載してありますが、人の往来を良くする為、昨年の5月に出品者規定を改正しまして、赤村在住者のみしか出品出来なかった体制を考え直しまして、村内産の出品または運営協議会が適当と認める商品についての出品が可能となっております。

現時点では数業者の参入が繋がってしまして、今後も村内産で調達できない商品を業者参入により商品ラインアップを充実させる、充実を図る予定があると運営協議会より報告がされています。また現在、特産物センター前に設置しているテント内で、村内外を問わず、一応全員出品できるようにしています。

これも他の産業の参入に足掛けに繋がっていければと考えていると特産物センターから報告が来ています。

**問** 今の話を聞くと、赤村の生産者以外でも赤村の方であったら品物出させていいと理解しましたけど、そういう話ですか。

**答** 溝邊産業建設課長

現時点では、赤村内者か、もしくは村外者でも赤村の農地を使って、作っている方については出品を今甘くしているという形です。それとやっぱり特産物センターを活性化させるためには、赤村特産物センターに行けば、全部生活必需品が揃うというような形を、運営協議会のセンターの会長の方に、村から申し入れをしているところなんです。

**問** これは苦情と言えば苦情ですけど、特産物もうはつきり言ったら、ちが明かないと。全然ちが明かない、もう前向きに全然やってない。

赤の生産者でも金川農協とか持って行ってる人は、現実には理解していると思います。そういうのはやはり生産者は、ちが明かない、行政が前向きでないからという事で、他所の農協とか大任とか金川とかへ持って、品物を現実に持って行っているのですよね。

それをやっぱりこちらに確保して、そして赤の生産者ですから、赤の人が外に持って行くのではなくて、他所から持って来るような体制で、活気ある村にしなければいけないと思いますけど、課長はどう考えますか。

**答** 溝邊産業建設課長

おっしゃる通りで、たぶん他の所に持って行っているのは、こちらも把握しています。それはたぶん在庫といいますが、どうしても野菜を出品する際には、やはり大量な野菜が出品されると、そうしたらどうしても特産物センターでは捌けないという形の中で、他の所に持って行っているのじゃないかと考えます。

皆さんも知っていますとおり、昼から結構品薄になってくるという話も聞いていますし、なるべく生産者の方には朝早く持って来ると分と、昼からまた持って来てもらうというふうな方策をしている最中なのでですけど、なかなか昼からの出品が無いという話も聞いています。

今後またそういう形の分について、また検討課題として考えていきたいというふうに思っています。

**問** やはり前向きに、行政と運営協議会とそれから生産者と販売者が一体となって、ミーティングしてどうしたらいいかと思いません。運営協議会があるからあるかと言って、ずっと放っていたら、今までの様な状態が続くと私は思っています。

だから行政がやっぱりどうしても主体性を持つてですね、やらんと、運営協議会だから役場の職員は口出すなと言うと、私はナンセンスだと思っております。やはり最後は行政が、責任を持たないけないと思います。源じいの森でも同じです。やはりピシヤツと自分たちが村を動かす、村をリードするということその気持ちがやっぱり大切じゃないかと思えます。どうかよろしくお願いいたします。

それからこれ3点目の農業の後継者の育成について、私は特効薬が無いと思っております。ただこれは放置していたら、もう10年待たないで赤村の農地は荒れてしまします。現実に農家離れで、高齢者になって後継ぎがいないので、田畑荒れてしまつて。

だからこれは特効薬といってもとても難しいですが、農業の企業誘致、工場の企業誘致じゃなくて、やはり会社組織にして、例えば、梅の木の水利権者は18丁から17丁くらいありますけれど、5人しか農家が水稻をしません。それでも5人は、多いのではな



特産物センター

いかと私は思います。小さな方は1丁弱ぐらい、多い方は3丁で作っていますけれど、これはもうちょっと組織を拡大して、やはり農家をうまく農地が荒れないようにしなければいけないと思います。誰も思うのは、私自身もそうだと思いますけど、先祖からの財産を荒らしたくない、減らしたくないと思って、赤字覚悟でやっています。全国の農家の方は、そうだと思います。ですが、このままにしていたら田んぼが荒れてしまえば農家の方の未来や夢がなくなってしまうから、村長たちにはやはり市町村長会とかで提言して、どうか農業企業に乗る会社とかあると思いますので、赤村が少しでも農家の後継

者を作るような方策をしたらいいと思えますが、村長どうですか。

**答** 道村長

先ほど言いましたように、佐武議員が言うとおりで、組合組織も村内には何箇所ができていますけど、それはまず稲作を作って、自分たちが作ったものを自分たちで食べたいというような、何というか、そういうような形が主になって起業者でやっていくというものが、まだ村内ではちよつとここ数年難しいのではないかと思います。

ただし農家というよりも、農地を荒らさないようにどのようにするかというの、やはりそれは真剣に取り組んでいかないと、もう3年、4年経てば、稲作が出来ないような田んぼになる、そういうことを私自身がやっていますので、よく分かっています。

そういうことで、まず本当にやる気のある農家を如何にして村が育てていくかというそういうことを今後進めていきたいと思えます。そして最終的には赤村きちつとした組合ができるようなかたちで、そうすれば投資とか色んな面がまた色々かかっています。今のことだから、機械ではないともうできないと思えますので、その面になつたらやっぱり国県の補助体制の形を導入していかないといけないと

思うので、村である自治体が関わらないと難しいと思えます。そういう組織を今後作っていくように努力したいと思っています。

**問**

今幸いに「赤村農創会」といって荒れた土地や休耕田などで、大豆等を作って田んぼが荒れないようにしてくれている方もおられます。

そういう方をやはり何らかの形で応援し支援してやって、個々の個人の財産を荒らさないような方策を見つけてもらいたいと思えます。

この3つを総合して言いますけれど、基金をあまり貯め過ぎたら、交付税とかなんか跳ね返ってくるのか、財政担当課長はカUTTされるのかそういうことはないのですか。

**答**

荒木総務課長  
今のところはまだそういうものに影響はしておりません。

**問**

国の方針はどうなっているのでしょうか。そういうことは、いくらでも貯めなさいと言っているのか、それともちよつとそれはやり過ぎだとそういうことはないのですか。

**答**

荒木総務課長  
国からはやはり基金はあまり貯めないようにということは、聞いたことはあります。ただそれについて通達とかでまだ来たものは

見たことはありません。

**問**

私にここに資料で経常収支比率がありますけど、福岡県で田川市郡が一番悪い。経常収支比率は県平均が93%です。しかし赤村は85%です。だからといって無駄遣いは出来ないと思えますが、田川市郡は財政状況良くありません。で、いかれなくなつたらどうしようかといったら、他の町村は、もういかれんことなつたら田川合併しようということになつた時に、この基金が赤村だけで使えるのですか。それとも使えないのですか。

もし仮にそういう話が出て、合併が成立したとした時に、今44億あるのが、他所は赤より少ないけれど、赤はその44億を他所の町村に使われてしまうのじゃあないかということをやっているのです。それはどうなりますか。

**答**

荒木総務課長  
そのあたりは確認をしたことがないので、ちよつとここでは、申し上げられません。

**問**

そういう傾向があると思えますので、やはり親からはお金を使うなと言われていますし、お金を貯めなさいというふうに言い聞かされてきましたから、お金を貯めることについて、あまり貯め過ぎるのじやないかと私は言っていますので、理不尽なところはあ

かも分かりませんが、一生懸命貯めたお金も、他の町村から、もしもですよ、百歩譲って合併するような時には、このお金も他所の町村に流れてしまうということだつた時には、歴代の村長さん、赤村村民の汗を流した職員の頑張りが、やっぱり赤村だけを一生懸命しようと思つて今まで努力してきたお金ではないかと思えます。

そのお金を大切にして赤村で有効に、私はちよつと心が狭いかも分かりますが、私としてはさつき言つたように、基金は30何億円くらいがいいので、約10億円は、やはり今のうちに、そういう話が出てくる前にピシャツと、小中学校一貫校とかハード面道路とか色々な面で活用したらいいと思えます。これで私の質問を終わります。



農作業風景